

平成24年12月26日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午前10時0分

○散会時刻 午後0時24分

○場所 全員協議会室

○出席委員（10人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員（0人）

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

高橋慎一 事務局副主幹

小島伸夫 庶務係長

佐野竜也 議事係主査

○案件

1 第21回代表者会議における合意事項……………	1
(1)委員会席の配置について……………	1
(2)委員報酬の廃止について……………	1
(3)議場の開放について……………	1
2 検討・協議事項……………	1
(1)一問一答方式の導入について……………	2
(2)本会議場の対面演壇設置について……………	2

(3) 通年議会について	2
(4) 議長の議会招集権について	2
(5) 反問権の付与について	13
(6) 委員会視察先決定方法について	13
(7) 行政現場体験について	21
(8) 市政調査費について	25
(10) 議会基本条例について	33
3 その他	48

—— 午前10時0分 開議

○川畑副座長

ただいまから第22回調布市議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

初めに、伊藤座長から御挨拶をいただきます。座長、お願いします。

○伊藤座長

改めておはようございます。特に寒い日になりましたけれども、御苦労さまでございます。

ことしの第1回目の会議が1月11日、第5回から今日まで18回の改革代表者会議が行われてまいりました。この間、皆様には大変真剣な御議論をいただき、実施されているものも数多くございまして、皆さんの御尽力に改めて感謝を申し上げたいと思っています。

年度末といいましょうか、歳末といいましょうか、大変景気の悪い中でありますけれども、市といたしましても新年度に向けて、いよいよ予算の組み合わせが今されているところではないかと思っていますけれども、議会といたしましてもそれぞれチェック機能を十分に果たすために、そうした議論を深めながら、この議会改革をなお一層、一步前へ進めさせていただければ、こんなふうに思っているところでございます。後ほどまたいろいろな議論を前へ進めていくために皆さんの御協力をいただかなければなりません、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいります。

日程の1、第21回代表者会議における合意事項を議題といたします。

前回、第21回代表者会議で了承された合意事項の確認ということで、合意資料15をお配りしてありますので、御確認ください。

内容といたしましては、委員会席の配置については、委員会のインターネット放映に合わせ、委員席をコの字に変更すること。委員報酬に関しては、市の条例を根拠として委嘱されている委員、消防委員会委員、表彰審査会委員、環境保全審議会委員については、議員の就任をしない方向で理事者と協議すること。また、法令等に根拠を置く委員については、今後も継続して検討していくこと。議場の開放については、議会運営に支障のない範囲でフィルムコミッションに協力していくことを合意内容としております。御確認ください。

次に、日程の2、検討・協議事項に入ります。

(1)一問一答方式の導入についてと (2)本会議場の対面演壇設置について、2件一括議題といたします。

この案件は、前回、持ち帰りということで継続協議になっております。その持ち帰りの結果報告をお願いしたいと思います。井上委員。

○井上委員

会派のほうに持ち帰らせていただきまして協議をいたしました。座長提案のとおりで進めていただければということでまとまりましたので、御報告いたします。

以上です。

○川畑副座長

それでは、伊藤座長からの一問一答方式の本格導入と本会議場の対面演壇設置についての提案につきましては御了承をお願いいたします。

次に、(3)通年議会についてと (4)議長の議会招集権についてを一括議題といたします。

まず初めに、通年議会の提案は公明党さんから提案されておりますので、小林委員さんに改めて提案説明のほどお願いいたします。小林委員さん、お願いします。

○小林委員

おはようございます。今回、通年議会、ここに書いてありますように、年1回議長が議会を招集し云々ということで提案をさせていただいています。これは地方自治法の一部を改正する法律等々で、地方議会の会期について、条例により定例会、臨時会の区分を設けず通年の会期とすることができるというふうになったものでありますし、既に県レベルの議会では行っているところもあるやに聞いております。まだまだ実施しているところは少ないかとは思いますが、本市としても取り組みをすぐにとということではなくても結構ですので、御協議いただければということで提案をさせていただきました。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。

続きまして、議長の招集権につきましては、元気派さんと生活者ネットさんから提案されておりますので、大河委員から提案説明のほどお願いいたします。大河委員。

○大河委員

今、小林委員さんからも通年議会という話がありましたけど、現在、なかなか臨時外のものに対しては、まだ首長ですけれども、これは1つは、私は地方議会からきちんとこのことができるように声を上げていくという意味でも、こういった姿勢をもって出していく必要があるのではないかということで、当議会ではそのように考え、そのことを求めると

いうことの行動もあわせてしたらいかがなものかと思ひまして提案させていただいております。

○川畑副座長

ありがとうございました。

続きまして、補足説明等がございましたらドゥマンジュ委員さんからお願いいたします。  
ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

議長が招集権を持つことで二元代表制のチェック機能がより正しく機能することができると思ひますし、また専決事項なども、よりしっかりと議会で審査していけることになると思ひますので、提案いたしました。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それぞれの提案説明が終わりました。まず初めに、通年議会について皆さんから質疑等がございましたら挙手にて闊達な御発言をお願いします。どうぞ。林委員さん、お願いします。

○林委員

通年議会については、試行実施を含め、実施している議会があることは承知しておりますし、その例等についても、ある程度、拝見をさせていただいたつもりでおりますが、提案者のほうで、もし通年議会に対してメリット、デメリットみたいなものの整理ができていようであれば、その辺をお知らせいただきたいなと思ひますけど。

○川畑副座長

小林委員さん、お願いします。

○小林委員

整理はできてはおりませんけれども、特に最近、専決の事故案件が非常に多い。あるいは、阿久根の有名なああいう事例が起こらないとも限らないという思ひの中から、例えば今回、特に教育関係のいろんな事例が出ております。しかし、議会が通年議会であれば、いつでも議会を開くことができ、その中でいろいろ調査、あるいは執行部に対して、議会としていろいろ聞くことができるんじゃないかなというふうにも、今回のいろんな事例を見ると、やはり通年議会のほうが非常に臨機応変というか、すぐ対応できるというような思ひがしております。

ただ、逆に理事者側に対して今度通年であると縛ってしまう部分もあろうかなという部分があるので、その辺はいろいろほかの事例もよく検討していくべきかなということで、

その程度でございますので、よろしく申し上げます。

○林委員

ありがとうございました。十分、きちんと整理ができていないかなというふうに思っているんですけど、私としてもメリットとしては、今、小林委員がおっしゃられたように、緊急の課題等への即応というか対応ができること、また阿久根の悪例を見るように、専決処分の濫用等を防止する効果があること等々、求められているものにスピード感あふれる対応をするためにはメリットはあるのかなというふうに思っております。

一方で、デメリットとして挙げられるのは、今、小林委員もおっしゃられたことと重なるかもしれませんが、理事者側の負担の問題ですね。あと、通年議会を開催することによる経費の比較を検証する必要も出てくるのではないかなというふうに思っておりますし、また、さらには通年化することによって議員活動、さらには委員会審査、政務調査活動等々への影響も検証する必要も出てくるのではないかなというふうに思っております。また、さらには議会には一事不再議という原則がありますけども、通年にした場合、どういう形になっていくのかなとか、いろいろと課題はあるのかなというふうに思っておりますので、いろいろと議論を尽くしながらも、まず課題整理もしていく必要があるのかなというふうに思っております。

とりあえず以上です。

○川畑副座長

ほかに。雨宮委員。

○雨宮委員

私も何人かの皆さんと同じような基本的な方向は持っているんですね。通年議会の今日的な意味合いというのは非常に大きいものがあるというふうに思うんですが、そういう中で、例えば今、林さんも言われたし、その次のテーマの議長による議会招集との関係がどうなるのかとか、それから、通年議会では基本的にはずっと一年中オープンの状態になるわけですね。開会状態だから。そうすると、常任委員会の随時な任意な開催というのは、そのときの常任委員長というか、委員会の意思で自由裁量がきくのかどうかとか、まさに整理されるべき課題はかなりいろんなものがあるんじゃないかなというふうな気がしますので、きょうすぐこの場で基本的な方向性をと言うつもりもありませんが、大きな方向性としては通年議会の方向性を据えながら、何が必要な課題なのか、クリアすべき課題なのかということ随時探求していくとか、議論していくというふうなスタンスで今後進めたいんじゃないかなという思いはしました。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

私も議長の招集権のお話もしていますけど、やっぱり兼ね合いがあるというふうには認識しております。ただ、現実に通年議会を行い始めているのもありますし、一部改正の法律でできるということになっていきますし、そこの中の注意書きでいけば、理事者側に対して求めている場合については、やっぱり提案の議案とか、初日とか、決めておけばいいというような話が出ておりますので、私はやり方の吟味をすれば、それなりのことがあるというふうに思っております。

今回の市が提案された自治基本条例につきましてでも、やはり十分に審議するという意味からしても、日程をとってやっていく必要はこれからあるのではないかなというのと、今、議会の基本条例でやっている十分な議員間の討議とか、そういったことを保証する意味でも、私は議会が自分たちの意思で常に長の側の出席を求めなくても討議をしていくという形からすれば、やはり会期というものについては、それなりの通年の会期ということをもってやって、ようやく成就するのではないかなというふうに思っています。

したがって、先ほど雨宮委員が言ったように、まだこれからずっと議会改革というのが続くというふうな認識も持っておりますので、その中の1つとして、実際やっていた事例やそういったものも研究して、前向きに議会として取り組むという方向性は見出していてもよろしいのではないかなというふうに思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。井上委員。

○井上委員

私といたしましても、先ほど雨宮委員のほうからもありましたけれども、方向性としては通年議会、非常に意義があるという認識は持っております。その中で、やった場合のメリット、デメリット、あるいはさまざまな予測されるであろう問題点や課題点というものをある程度、場に出すといいですか、この通年議会をやるやらないという考え方を示していく上で問題となる点などを抽出した上で議論していくというのが妥当なのかなというふうには感じておりますので、引き続きこの点については議会として議論を進めていくという方向で行っていただければというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。高橋委員。

○高橋委員

私も今御提案のあった通年議会については非常に意義のあるものだというふうに理解はしております。ただし、今お話も出る出ておりましたように、議長の招集権の問題、それから今後、今、策定にかかわっている議会基本条例という部分の議論の中においても、今お話が出ているようなメリット、デメリットを含めての議論を熟議していく中で、前向きな方向でぜひ検討はしていただきたいなというふうに考えております。

以上、意見として申し上げておきます。

○川畑副座長

ありがとうございます。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今、皆様から、これは前向きに検討していったほうが良いというような御意見も出されていますし、私としても提案して、これから災害が起きた場合なども、そういう突発的なことが起きたときも、臨時会を開くということではなくて、速やかに対応ができるということでメリットもあると思いますので、これは前向きに検討していただければと思います。

○川畑副座長

林委員、どうぞ。

○林委員

今、ドゥマンジュ委員さんから皆さん前向きにという話がありましたけども、うちはニュートラルなスタンスで、あくまで今の段階ではおります。メリット、デメリットを出し尽くして、議論を尽くして結果を出していくというスタンスです。

以上です。

○川畑副座長

大須賀委員。

○大須賀委員

議長に議会招集権を付与したほうが良いと思います。通常でしたら、常識の限りはそう開く機会はないと思いますけども、小林委員からも話がありましたように、全国の中にはちょっと普通じゃない首長さんがいて、議会を開けなかったという実態がありましたよね。その教訓から、可能性としては少ないにしても、そういう実例があった以上、それに対応すべきだというふうに考えています。

あと、通年議会についてですけども、特に常任委員会の開催がテーマに上がっていましたよね。ちょっと事務局に確認なんですけども、今うちの議会で、閉会中に常任委員会を委員長判断、もしくは議長の指示によって開けるかどうか、私が聞くのも申しわけない

んですけども、ちょっと確認したいんですが。

○川畑副座長

事務局、どうですか。

○宮川事務局主幹

現在、閉会中に委員会を開催する場合につきましては、継続審査の申し出があって、そこで議決をしませんと、正式に閉会中に委員会は開けませんので、ただいま大須賀委員の申されたような委員長の自主的な判断、あるいは議長の自主的な判断で正式な委員会を開くということは現在行っておりません。

○大須賀委員

結局、今うちの常任委員会の開催においては、閉会中はあくまでも開会中の委員会の補佐的な意味だということに多分なるんだよね。継続審査のみやると。ただ、それはそれで通年議会について議論するのはいいんですけども、常任委員会の閉会中の開催についてもあわせて議論が必要かなと思っています。

話が出ていましたけども、例えば今、教育委員会でさまざまな課題が挙がっていますよね。非公式に会派、もしくは委員会の協議会で実態を聞く、もしくは説明を受けるということもありますけども、やはり議会としては正式に、必要に応じて常任委員会を閉会中も開催して緊急な対応をするということも必要だと思いますので、あわせて研究課題として取り上げていただきたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

通年議会について……雨宮委員。

○雨宮委員

これはどなたの委員にお聞きするということではなくて、ぜひ座長を通じて事務局に調べていただきたいと思っているんですけども、つまり議院内閣制に基づく国会と政府の関係、内閣の関係と、二元代表制に依拠しているところの地方議会というところで通年議会を実施していく上での何か制度的な問題というか、課題があるのかなのか、その辺はすぐじゃなくてもいいんですけども、調べていただけたらと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

後ほど今の御要請のことについては文書をもって提示をしたいと思いますが、この後の招集権にもかかわってくるわけでありますが、まずは東京都市議会議長会、または全

国市議会議長会で歴代の議長さん方の御尽力をいただいて、今日に至る地方自治法の改正などが行われているというのが現実です。

その中におきまして、通年議会に対する法改正も扱われてきているというふうに認識しています。であるから、臨時会のみ議長の招集権が付与されたりという自治法の改正があったところでもありますので、まずはそうした現状、議長会を通じて国に対して法改正などを要請しているということを御理解いただければ、まずありがたいかなと思っています。

これの後の招集権の前に議論が皆さんから出ていますので、参考までに、これも後ほど文書をもってお渡ししたいと思いますが、通年議会に対する全国市議会議長会などでの資料から抜粋しますと、メリットとして考えられることが、長の専決処分がまずなくなる。皆さんの御理解、協議をいただいていたとおりであります。

もう一方、議員提案の議案はいつでも提出、受理ができるということもございます。

また、委員会の閉会中の継続審査の手続が不要となる。当然ですね。

また、議会が主導的、機動的に活動ができていく。これは何かといいますと、皆さんの議論の中にあつたように、災害、緊急事態が発生したときに、審議が迅速にできるというメリットがあります。

また、議員の調査活動や行政執行の監視機能が、常にですから、高まるというメリットもあろうかと思っています。

常任委員会の話が出ておりましたけれども、随時設置、開催が可能になるということがメリットとして、そのほかにもメリットはありますけれども、そうしたことが今うたわれています。

一方、デメリットといいたいまいしょうか、課題ということでは、長い会期であると市長等の執行機関の職員を議会運営に拘束させる時間が大変長くなるということが職務に何らかの支障を与えないかということ。

また、議員の拘束時間もこれによって長くなる。

または、地方自治法の179条に基づく専決処分が限りなくできなくなるということ。

または、先ほどもありました一事不再議の課題もあります。

または、経費の問題も先ほど出ましたけれども、大幅に会期が延びることによって経費の増が考えられる。

または、私ども調布市議会においてのデメリットもあるかもしれない。

そうしたことを精査しながら、このことは当たっていかなければいけないものであると認識しています。ただ、それぞれの議会がやっているから、そのままうちの議会に当ては

まるかという問題と、うちの議会だけで解決しなきゃいけない問題、課題があるとも認識しておりますので、その辺も整理しながら資料をお渡ししたいと考えています。よろしくお願いたします。

○川畑副座長

通年議会について、皆さんからほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、じゃ、そのまま座長お願いします。

○伊藤座長

通年議会への提案でありますけれども、これは定例会の会期を1年として閉会期間をなくし、必要に応じて本会議、または委員会を開けるように改める提案であると認識しています。

これまで議会の招集権は、地方自治法第101条第1項の規定に基づき市長にありまして、議会の会期は法第102条第6項の規定に基づき議会の議決で定めることになっておりまして、議会が主導的に議会を開く仕組みにはなっていない状況でございました。

本年9月の地方自治法の一部改正によりまして、地方公共団体の議会について、条例によって定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができるようになったところでもございます。制度上、条例化すれば会期を通年とすることは可能となったところでございます。

しかしながら、通年議会は専決処分の縮小化や監視機能の強化等、議会機能の強化へのメリットが幾つか考えられますが、一方では、市長等執行機関側の理解と課題も幾つか考えられます。

こうしたことから、通年議会の提案につきましては、議会運営委員会に諮問して検討していただくなど、議会としても時間をかけて検討していく必要があると考えています。また、あわせて理事者との協議も必要となってまいりますので、今回の提案につきましては、その趣旨を理事者のほうにも伝え、理事者側にも相談していきたいと考えています。

したがいまして、通年議会の御提案につきましては、今後の議会運営の中期的な課題の1つとして取り扱い、そして検討を継続していきたいと考えているところでございますので、よろしく御理解いただければと思います。

○川畑副座長

続きまして、議長の招集権につきまして御提案がございました。この件につきまして質疑等ございましたら挙手にてお願いたします。ございせんか。雨宮委員。

○雨宮委員

先ほどもちょっと発言した中身にかぶさると思うんですが、例えば通年議会が実現というか、実施されるに及んだ場合に、議長の招集権というのはどういう意味になるのかというところあたりについて、ちょっと説明いただければというふうに思うんですが。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

原則論からいくと、通年議会をやっているわけですから必要ないんじゃないのかなと。ただ、招集ですから何月何日にやりますよという招集は残るのではないかなと思いますよ。意味合いとしてはね。

○雨宮委員

わかりました。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

たまたま今見ていたんですけど、102条の2の2項で、条例化すればその条例で定める日の到来をもってこれを招集したものとみなすと書いてありますが、そういう理解でいいんですかね。

○雨宮委員

年度初めに招集日を決めれば、それ以降はということなんでしょう。通年だから。開きっ放しで。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

基本的には、今おっしゃるように年度初めにまず開会する。それから、年度終了までの間は常に開会が可能だということです。ただ、通年、毎日毎日やっているわけじゃありませんから、何月何日何時からという日にちの設定のお願いは当然しなきゃなりませんね。

以上です。

○川畑副座長

ほかに皆さんから。はい、大須賀委員。

○大須賀委員

確認ですけど、通年であっても年に4回の定例会制度であっても、通年であれば一番初

日ですよね。年4回の定例会制度であれば、それぞれ定例会の初日ですよね。それを招集する人がいますよね。今までだったら市長。市長がやらない場合には議長に付与するかどうかという話がありますが、結局、招集者と招集権は必要だという理解でいいですよね。そのかわりお尻をどこにするか、末日をどこにするかという話も同時に決めて明らかにするんだよね。誰に聞くんだろう（笑声）。

○川畑副座長

提案者はこちらですけど。座長。

○伊藤座長

基本的には通年ですから、その間、年間を通して開会しているというのがまず原則的な考えだと思います。これを半年に縮めて、半年間、6カ月間通年という意味合いではないと、私は今までの議長会の説明なんかも聞いていてそのように判断しています。

○大須賀委員

済みません、ちょっと質問の仕方が悪かった。例えば、第1回定例会だと3月1日に開会して3月28日に閉会するというので議事日程を決めますよね。当然、解釈上は通年にしても、1月10日に開会して12月15日に閉会するとか、そういう期間というのは当然設定しなきゃいけませんから、それは条例で明文化するというよりは、通年になったら年度ごと、定例会だったら今までどおりというやり方で設定するというでいいんですよね。

○伊藤座長

手続的にはそのとおりだと思います。ただ、今言った年度に合わせるという、まず基本はそこにあるのかなと。すると、4月1日、3月31日ということになりますので、4月1日の開会が原則的なところだろうなということですね。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

では、座長のほうからお願いします。

○伊藤座長

次に、議長の招集権についてであります。本年9月に改正されました地方自治法一部改正により、条例化すれば議会が必要と認めるときには、随時議会を開催できる通年議会の実施と、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときには、議長が臨時会を招集することができることとなりました。しかしながら、議会の招集権は地方自治法第101条第1項の規定に基づき市長にございます。

議長に議会の招集権を付与することは、議会活動の活性化において通年議会の実施により得られるメリットと共通したものと認識しております。議長が議会を招集できるようにするには、さらに地方自治法の改正が必要となります。

今回、通年議会の実施が可能となる自治法の改正が行われたことで、議会が必要と認めるとき、臨時議会を開催できることは制度上可能となりましたので、現行の自治法の範囲内での議会運営を行ってまいりたい、このことについてはそのように考えています。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。先ほど通年議会に対しての座長の説明と提案、そしてたまたま招集権についてございましたが、あわせて皆さんから質疑等ございましたら挙手にてお願いいたします。ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

これも確認的な意味ですけれども、2つのテーマが同時に同じ俎上にのせられたということは、先ほどまとめられた中期的な課題の中に2つとも包含されるという理解でよろしいんですね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

基本的には包含されて結構かと思えますけれども、ただ、後段のものは雨宮委員が先ほど御指摘のように、通年になったときにはどう扱うのかという課題はクリアしておかなきゃいけませんので、その辺の御理解はいただきたいと思えます。

ただ、現段階では地方自治法が改正されて議長に臨時会の招集権は与えられていますので、そのことは当然のごとく我が市議会でも考えて、当然採用していくということにもなるのかなと思っています。

○川畑副座長

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、伊藤座長の説明のとおり御了承をお願いしたいと思えますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

次に行きます。(5)反問権の付与についてを議題といたします。

この提案は第21回代表者会議における一問一答方式の本格実施の際にも協議されましたが、改めて座長から発言がございますので、座長のほうからまずお願いします。座長。

○伊藤座長

それでは、反問権につきまして、先日、一般質問の一問一答方式導入の御提案の際にも私のほうから申し上げておりますが、まずは質問する各議員が、私は一問一答方式になれていただいて、習熟度という失礼かもしれませんが、それから再度検討していきたい、このことを先般申し上げたところでございます。

繰り返しの理由説明になるかもしれませんが、一括質問、一問一答質問の質問方式に関係なく、各議員の一般質問の質問の仕方といたしまししょうか、そうしたものをまず一層高めていただく。このことが優先して必要なことだろうというふうに考えています。

反問権は一括質問、一問一答方式の質問方法にかかわらず反問することができるようになりますので、質問者が理事者に反問されたときに、質問者自身の対応や説明責任が求められてまいります。

したがって、質問者の質問の視点、または着眼点、切り口、内容等を熟慮した質問が求められてくるところでもございまして、こうしたことから、一問一答方式を導入することにあわせて反問権を付与するというのではなく、各議員が反問されてもその反問を切り返していくような力をなお一層高めていくことによって理事者の反問に対応できるのではないか、質問の効果も期待できるのではないかと考えています。

したがって、反問権の付与につきましては、引き続き検討していくということといたしたいと考えています。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ただいま座長のほうから提案がございました。これに対し、皆さんから御意見がございましたら挙手にてお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、伊藤座長の提案、説明のとおり御了承をお願いいたします。

次に入ります。(6)委員会視察先決定方法についてを議題といたします。

この御提案は創政会さんから提案されておりますので、創政会、林委員さんのほうに御説明をお願いいたします。お願いします。

○林委員

きょう来るのかどうかちょっとあれだったんですよ。委員会の視察先の決定方法については、現状、委員会の委員の中において、それぞれ希望先等々を正・副委員長で最終的にまとめて、提案して了承を得るという形で進んでおるのかというふうに思っております。選定方法自体については何ら異論はないわけでございますけども、その辺の勝手が少しでも見える化して、市民の理解をより得やすいようにしておくという趣旨でございます。

以上です。

○川畑副座長

御説明がありました。ただいまの説明に対し、皆さんの御意見等がございましたら挙手にてお願いいたします。ございませんか。井上委員。

○井上委員

現時点で、委員会で委員長が諮られて、各委員で希望があれば、それに添えるかどうかというのは別としても、それで最終的には正・副委員長のほうで各委員の考え方とか意見を受けとめて方向性が出てくるというこのやり方について、今の御説明を伺っていると、そのやり方が問題ということではなくて、選定の見える化ということなんですけど、具体的にどういうことを指されているのかというのを教えていただけるとありがたいんですけど。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

質問ありがとうございます。密室で決められているような懸念を払拭するためということですけども、今おっしゃられたような、各委員が、こういうところが視察の希望先として出たとか、そういう過程がわかるようにすれば、それでよろしいのかなと思っておりますけど。民主的に決まっているんだよということが。方法については一律に決めるものではないと思っておりますけども、例えばそういう方法があるんじゃないかなと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○井上委員

わかりました。ありがとうございます。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

視察先の決定については、常任委員会で委員の皆さんにお諮りしますというか、行き先

希望を一応とりますよと。ところが、現状は事実上、正・副委員長一任というふうなのが多くの場合、全部とは言いませんけど、現在の状況なのかなという思いが1つあるから、そういう意味では積極的に視察先についての議論を委員会の中でやって、最終的に総意として決めるというやり方にさらに改善していく必要はあるのかなというふうには思うんです。

それと、もう一点、これは予定先の決定の検証というんじゃないんだけど、終わった後で、本当にこの常任委員会の視察先にふさわしいんだろうか、テーマとしてどうなのかという疑問を持つ場合も、ややもするとないわけじゃないんですね。だから、その辺についての検証というのは、このテーマと直接結びつかないんだけど、ちょっと考えてみる必要があるんじゃないかなというのは個人的には思っているんですけど、その辺については林さんのほうは何かお考えはありますか。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

雨宮委員がおっしゃられたような事後のそういう懸念を事前になくすためにも、視察先の選定については、議論とは言わなくても、皆様方からの提案に基づいて、最終的には今も全委員が合意しているわけですけども、よりその辺の選定過程をもう少し緻密というか（「透明にしよう」と呼ぶ者あり）、答えないでください（笑声）。そういうことです。

○川畑副座長

ほかにございますか。高橋委員。

○高橋委員

今、御提案の事前の決定の方法を明らかにというか、見える化というような御提案だったというふうに私は理解しているんですけども、それはそれで、従来の方法が非常に問題だとかというわけじゃなくて、そういった形でそれを議論して、見える化しておくということについてはもちろん反対をするものではないんですけども、私はそれプラス今ちらっと雨宮委員なんかからもお話が出ましたが、ちょっとそれてしまうのかもしれないんですけども、せっかくなんで、そういった事後の検証というふうなところと、それから、それをどう政策提案に生かしていくかみたいなことの事後の議論みたいなものもぜひ公開というか、見える化していくみたいな方法まで進んでいったほうがよりいいのかなというふうにも思うんですが、そこまでは今求めていらっしゃらないということの理解でよろしいんでしょうか。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

事後の検証については、今現在、視察報告書を出すという形でそれぞれが検証していると思うんですよ。それぞれが政策提案に生かすかどうかは、それぞれの議員の判断ですから、そこまで委員会で検証していく必要は私はないというふうに思っています。むしろ、そういうふうに事後いろいろと、これはおかしいんじゃないかとか、そういうふうにならないようにするためにも事前の視察先の選定方法というものをみんなですっかり議論していくということのほうが私はまず先決だと思っております。

○高橋委員

了解しました。では、その部分については、おっしゃる御提案というのは意図が理解できますので、じゃ、逆に私は意見として、そうであるならば、ぜひ事後の部分なんかも含めた形での事後の議論の結果みたいな部分というのもぜひ反映というか、見える化していくような方法もあわせて検討いただけたら。ちょっとステージが違うかもしれませんが、意見として申し上げておきます。

○川畑副座長

ほかに。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

林委員さんのほうからの御提案は私も賛成するところです。市が抱える課題ですとか、今まさにこのことについて少し調査をしたいというようなことを委員会の場で、みんなで話し合っ、ではそこにふさわしいところはどこだろうというような議論をすることで、より今の市の抱える課題にマッチしたようなところが調査できれば、それはとてもプラスになるところだと思います。

それで、どこの自治体でしたか、東京都内で視察の報告会というようなことで市民報告会を昔からやっているところがあると思うんですが、そのような形でこれから議会で報告会を行うときに、その分量は考えていかなければいけないと思いますが、そういうところでも、こういうところに視察に行ってきましたというような報告があってもいいのかなと思います。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私は建設委員会ですけども、今回の視察のとき、やはり市として、委員会として課題の

ものは、例えば再生エネルギーではないかというふうな議論をした中で、ではという話もありましたので、委員会として行くとすれば、会派とはまた別に市の政策の中で委員会として取り上げていかなければならない課題というものを今後やはり話し合ったりしながら進めていく必要があると思いますので、私はそういった意味でも市民の人に議会が何を課題として持っているのか、それをどういう方向にしたいのかということのプロセスを明らかにする意味でも、今回の提案というのは大変意味があると思いますので、むしろ具体的にどんなふうな進め方をしたらいいのかというようなことを議論してもいいのではないかと思います。

あと、もう一点ですが、その視察先というのは、もちろん遠い場所もありますが、場合によっては都内であったり、本当に近場の近隣市の中でやっていたりする場合がありますので、行くところの距離というとあれですけど、そういったことも含めて、もう少し自由度の高いようなやり方というものも検討してもいいのかなど。

こういった視察先ということが出ましたので、あわせてそういったことも検討していたらどうかというふうに考えております。議会の活動のある面で政策提言、あるいは質につながる内容だと思っておりますので、やはりいずれ取り上げてきちんと取り組めればというふうに私も認識しております。

○川畑副座長

ありがとうございました。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、座長のほうからお願いします。

○伊藤座長

それでは、委員会の行政視察につきまして、会議規則第70条に定める委員の派遣として、委員会の所管事務調査権を発揮するため毎年実施しているところでございます。

現状といたしましては、視察先の決定方法がおおむね正・副委員長に一任されていることや、どの委員会も日程は秋で、一律2泊3日で実施をしていることなど、実施方法が一部形骸化されているという部分も見受けられているところでございます。

そこで、委員会の所管事務調査権を行使し、限られた予算の中で視察調査結果を最大限効果的なものにするために、次のとおり提案したいと考えています。

まず、1つ目でありませうけれども、視察先の決定につきましては、正・副委員長に一任とせず、委員会で十分調査事項を議論、これは自由討議などをした中で決定していくこと。

2つ目に、視察の日程は2泊3日を前提とするのではなく、視察先を考慮した中で、1

泊や日帰りを含め、弾力的に決定していただきたいこと。

3つ目に、視察先の視察結果は、委員会や委員会協議会において、その事後の協議、振り返りをし、委員間で市政に生かせる点などを協議していただくとともに、その報告などは議会報告会や議場における視察報告などを行ったらいかがかなというようにも含めて考えているところでもあります。

以上のような、各委員会において弾力的な運用をお願いしてまいりたいと考えています。

これは例えばでありますけれども、委員会の視察内容のテーマや視察先について、当然、委員会や協議会などで複数回協議をしていただく。委員会の最後に1回確認し、正・副委員長さんに一任しているという、これが現状であるのではないかということも思っています。その中で、調査日程は調査項目を前提に決定する。よって、2泊3日を前提としないで、1泊や、または日帰りもある。なお、委員長は、視察は予算として1人当たり10万円というものがありますので、これを効果的に使うために、1年を通して、例えば1泊の視察を2回行うなど、委員会の調査権を弾力的に使うこともできると考えています。

そうしたことから、それぞれの委員会が活発な意見交流、または意見交換をしていただきながら、視察先決定から、また、事後の協議までお願いしたらいかがかなと、このように考えておまして、ぜひ、今は報告書として提出していただいておりますが、そうしたものも当然でありますけれども、なお一歩進んで、委員会としての考え方、それは意見の一致を見る見ないとはまた違うのではないかなと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○川畑副座長

ただいま座長のほうから提案がございました。これにつきまして皆さんからございましたら挙手にてお願いいたします。ございませんか。はい、小林委員。

○小林委員

ちょっと実務的な話になってしまうかもしれませんが、先ほど座長提案だと、複数回、視察先についての議論を委員会というお話がありました。通年ですと、視察の前の委員会で一任というような形でやっていますので、ということは、委員会が延びるといふか、委員会の日取りが延びるのか、あるいは例えば2定ぐらいから検討を委員会でしていくというような、イメージはそういうイメージなんですかね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

イメージはいろいろと委員会によっても変わってくるのかもしれませんが、まずは、例えば年度当初の予算を審議した後に、その所管の部分において大切な、またはポイントを絞って、このことをみんなで検討、研究しようじゃないかというような議論をすれば、そこからイコール視察先が限定されてくるのではないかな。ですから、第2回とか第3回ということじゃなくて、常にそういう議論もしていく中において、先ほども言ったように、年に2回、日帰りでもいい、もちろんそういったことも含めて協議をしていただければいかなということ。ですから、それは委員会の正・副委員長さんのリードにお任せしたいと思っています。

○川畑副座長

小林委員、よろしいですか。

○小林委員

結構です。

○川畑副座長

ほかにございますか。林委員

○林委員

基本的に座長の提案に反論するつもりは毛頭ないんですけども、基本的には、今、座長のおっしゃられた1番目の委員会での協議は複数回というのは、あくまで1つの例として捉えさせていただきたいと私は思っています。1回でも決まればそれでいいと思っていますし、あくまで民主的に皆様方の中でこういう形で決まっているということが市民の方にわかるようにすることが必要なのかなというふうに理解させていただきました。

2泊3日、現行行われているものを1泊、日帰り等も含めてということもございましたけども、今現在も特に2泊3日じゃなきゃいけないという規定はなかったと思いますので、その辺も、運用を弾力的にというお話がありましたけど、そのとおりに受けとめさせていただきたいというふうに思っています。

3番目の視察結果を事後検証云々ということについては、あくまで正・副委員長の裁量権の中で必要に応じて行っていくという理解をとらせていただきましたので、うちの会派としては、それでよろしければ座長の提案どおりでいいのかなというふうに思っております。

○川畑副座長

ほかにございましたら。大河委員。

○大河委員

私は聞いていて、今の座長提案は大変有用な内容だというふうに思いました。条例案の

中で委員会活動にさまざまな項目が出てきますし、議員研修の充実とかね。そういうふうなことをすると、やはりこれから活動していく議会というのは、委員会中心主義でやっていますからですけれども、市のそういった課題というものの認識を委員会がそれぞれにきちんと認識し、そのことをどうやって政策に生かしていくかということ委員会として取り組んでいく。そのありようとして、今おっしゃったように、視察も生かしたりしながら1年間、委員会としてのありようを見ていくというようなことがある程度きちんとすれば、議会としての機能や、市民の方にも委員会の意味も十分理解していただけるのではないかと私は思いますので、やっぱりやるからには、今おっしゃったような方向をしっかりと1つずつ追って行ってやらないと、これはなかなかそれぞれにという話ではないと思うので、私は、積極的に委員会として、おっしゃったような内容に沿ってやる努力をする意味があるというふうに思って、提案をお聞きいたしました。

○川畑副座長

はい、高橋委員。

○高橋委員

私も今、座長の御提案はとても高く評価したいなというふうに思うんですけども、その中でも特に今、先ほども申し上げたんですけれども、一歩進んだという形での事後の協議であったり、必要に応じて報告会というようなことというのが、市民に対してそれを実施していく、なおかつ、それを公開するというか、公開の方法はいろいろあると思うんですけども、今も当然のごとく報告書という形で公開はされているんですけども、それをもっとより見える形にしていくことというのは、今後の協議だと思うんですけども、ぜひ前向きに考えていきたい、捉えていきたいというふうに考えておりますので、今の座長の御提案というのは非常に賛同できるというふうな形で意見としてだけ申し上げておきます。

○川畑副座長

ほかにございますか。はい、小林委員。

○小林委員

今話を聞いていますと、先ほど出ましたように、各委員長、副委員長のリーダーシップというか、進めていく形がやっぱりすごく大事になってくるのかなというふうに思っているんですけど、じゃ、ここで座長提案が出てきまして、それをあとは会派に戻って会派の委員長、あるいは委員長候補、よくわかりませんが、全員だという話になるかと思いますが、そういうのはあとは会派によく話しておいてくださいねという話になるのか、その辺のところは、ちょっと座長、お考えを。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

この件につきましては、全議員が該当するものだと私は思っています。ですから、近い段階で全員協議会などを開いて、各常任委員会に臨むに当たって、付託された議案のみでなく、こうした議論もぜひ自由討議の中にも組み入れていただいて、御議論いただきながら、例えば視察なら視察、このことを討議していただいて、何回か討議する段階で、こういうものを視察に行きましょうという決定、このプロセスが要するに見える化になるのではないかな。また、帰ってきた段階では、それを皆さんで議論し、どう評価するのか。この最終的な答えは、私はいろいろな答えが出てくると思いますよ。ただ、この答えも、こういう形で出ましたよということは当然報告書として出ているわけですから、それと同じことを議論していただく場所も必要ではないのかなというふうな考え方です。

ですから、場合によっては、いずれ、そうしたら報告書は要らないよと。そのかわり委員会で、最終的に帰ってきたときに、それぞれ議論したものを記録して残すことによって、報告書にかわる討議というもっとすばらしいものになっていくのかなというような感覚もございます。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、ただいまの座長の提案、説明のとおり、御了承をお願いできますでしょうか。

○伊藤座長

返事がないな。

○川畑副座長

御了承お願いできますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

次に、(7)行政現場体験についてを議題といたします。

みんなの党調布さんから提案されておりますので、高橋委員さん、御説明をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員

これは、見ていただくとわかるとおり、昨年のお提案のときにも一応細かくはお話をさ

せていただいたんですけども、我々議員が行政の仕事の理解という部分じゃなく、プラス、理解よりもそれをより深めていくという部分において、例えば業務委託をされている先に、その業務をより理解する、それから通常の現場の作業、例えば役所内、庁舎内のさまざまな部門において業務の実態をより深く理解し、現場の中に改善の余地があったり、課題が見えたりというようなことが出てくるのではないかと私どもは考えておまして、それが我々議員としての行政に対する改善の提案力向上にもつながるといようなことを考えております。

例えて申し上げますと、今、委託先というふうに申し上げましたけども、例えば駐輪場の整理に1週間行ってみましょうとか、図書館の業務を1週間体験してみましょうとか、デイケアサービスの補助みたいなところを1週間体験してみましょうとか、我々、議員という立場だからこそ、体験としてそれをより理解し、そして、その中から市民の声も聞けるでしょうし、現場の声も聞ける。そういったことぜひ義務化というか、積極的にそういった形で取り組んでみるのはいかがかなというような提案でございます。

○川畑副座長

ただいま提案がございました。これに対して皆さんからの質疑等がございましたら挙手にてお願いいたします。井上委員。

○井上委員

これ、例えば各議員の方が個人的に保育園の——例えば保育園と出しますけども、保育園の子育て現場の職場環境をというようなことであれば、個人的な話で申しわけないですけど、自分が例えば独身で子どもがいなかったときに、どういう職場環境なんだろうとか、個人的に行ったことあるんですけども、それはそれだと思えますよ。そういうことをやって現場の方々の意見とか考え方というのを学んだり吸収したりして、それを議会活動で発揮していくというような流れが議員という職業なんだろうなというふうに私は思っているんですけども、御提案というのは、これを議会としてやりましょうということをおっしゃっているんですかね。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

私どもの提案としては、ぜひ年に1週間とかという形で全員がそういったところを、例えば任期が4年あれば4カ所体験できる。議会として全員でそういう体験をできるようなことを、ある意味、義務化していきませんか。そういう形でチャレンジしてみるというような新しい議会としての試みもぜひ推進してみたらいかがかなという御提案ございま

す。

○井上委員

先ほど私、申し上げましたけども、要は個人的に、例えばごみ処理現場であれば、そういうところに行って学ぶというのも、それはそれで1つだと思っんです。それを議会としてやるという意義とかメリットというのがちょっとわかりにくいんで、その辺をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○高橋委員

我々、いろんな行政の窓口の方から、取材というか、調査とかという形ではもちろん行っておりますが、どうしても我々は、言ってみれば窓口の各管理職の意見等をよく聞くというような形に今なりつつあるのかなと。私はそう感じておまして、ぜひ現場というものをもっともっと肌感覚で理解するというようなことで、我々が気づかないところでの改善点、課題というのも見えてくるのではないかというような提案でございますんで、ぜひ皆さんで議論していただきたいという趣旨での提案でございます。

○井上委員

要は、管理職の方のお話も聞くし、当然、現場を見ることも大事なんですけれども、それはわかるんです。わかるんですけども、今お聞きしているのが、議会全体としてやるメリットというのがいまいちわからないということで、だから、知りたければ、それは一議員として自分で現場を見に行けばいいし、それで管理職の方との話を合っているのか間違っているのかを含めて自分の中でかみ砕いてということが、多分、議員の職務の1つなんだろうというふうに私は思うんですけども、今のお話をお伺いして、議会全体でやるメリットというのがちょっとわかりにくいかなと思うんですけども。

○高橋委員

今お話にあったように、自主的にそういった形で取り組む、経験をするというのは、議員の活動としては、それはそれでももちろん否定するものではありませんし、我々議会として全体でそれに取り組むことによって、今まで見えてこなかった部分の改善点、課題が見えてきて、それを議会として提言していける。そういった環境をより高めるべきじゃないかというふうな理解で、議会全体として取り組んでみてはいかがでしょうかという御提案でございます。

○井上委員

そうすると、今、現時点で高橋委員さんは、議会はそういう部分に対して余り理解がないということを前提として、こういう提案をされているというふうに受けとめていいんですか。

○高橋委員

我々の会派として、そういった、より探求するということが必要なのではないかという  
ような理解のもとに御提案させていただいたと理解していただければいいと思います。

○井上委員

いいです。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

1週間の現場体験というのは、この間、調布の議会でもありましたよね。中大の学生さん  
が現場実習というのか何とか。それで、私、ちょっと小林委員さんにお聞きしたいんだ  
けど、議員になる前に市の職員を長いことやられていたじゃないですか。それで、現場の  
まさに実感というか、肌で感じるという話、1週間程度で何とかなるもんですかね。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

私、職員の晩年はクリーンセンター、ごみをやっていました。一番最初に私、管理職で  
配属されたんですけども、現場、収集作業車に乗りました。実際、可燃ごみの収集も1  
日させていただきました。だからといって全部がわかるという話ではないですけども、  
要するに、一人一人の作業員さんの苦労なりをやっぱり自分自身で体験する。これは職員  
として、変な話、やる管理職もいるし、やらない人も当然います。やれとは私は言いませ  
んけれども、だから議員もやるんだという話はちょっと違うかなと。やっぱり議員は、も  
し体験するのであれば、逆に言えば委託業者がいるわけですから、そこへ行って1日でも  
やらせてもらう。それはできるわけですよ。要するに、民間でやっているわけですから。  
保育園だって民間がやっているところがあるわけですから、そういうところで自分が、先  
ほど井上委員さんが言われたように、自分の努力でいろんな仕事を知って、それを議会に  
反映していくことかなというふうに思います。そんなことかな。

あとは事務屋だったもんですから、いろんな部署へ行きましたけど、その部署部署でい  
ろんな大変さはありますけど。何とっていいかわかりません。

○雨宮委員

率直に言いますけど、この提案、私は意味がわかりません。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

簡潔に申し上げたいと思いますけれども、行政と議員とは本来の役割が異なっているということがまず前提、これはもうおわかりのとおりだと思います。

御提案の内容につきましては、例えば、それぞれの議員さんの考えで、ぜひそうした体験をしたいという研究テーマがあれば、それはそれなりに行ってもよろしいかなと思いますが、例えば、議員という立場で行政現場に1週間なら1週間入ることが、逆に現場の大きな負担になる可能性も出てくるのではないかなと私は思っています。イコール、それが負担になるということは、市民サービスの低下につながっていくというようなことにも表現としてはなり得るのではないかなと思っていて、井上委員さんの御質問の中にもありましたけれども、それぞれの対応でよろしいのではないかと。議会として1週間どこへ行ってきなさいという議長の命令でやるようなものではないというふうな判断をしていますので、ぜひ御理解をいただければと思っています。

以上です。

○川畑副座長

ただいま座長のほうから御発言がございました。これに対して質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、座長の説明のとおり御了承をお願いできますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

次に、(8)市政調査費についてを議題といたします。

これもみんなの党調布さんから提案されておりますので、説明をお願いします。高橋委員。

○高橋委員

これも昨年の冒頭の提案のときにお話をさせていただきましたけれども、私ども、アップというような形で、今どきというようなお話は直感的に皆さんお感じになることだと思うんですけども、冒頭、提案のときにも申し上げましたように、財源に限りがあるというのは当然のごとく我々も理解しておりますし、この時代に増額とはというような御意見もあるのは十分理解しておりますし、我々としては御提案のときに、先般議事として挙がっておりました議員定数の削減というような部分とリンクした形の御提案をさせていただきました。

その中で、その際にも意見として申し上げたんですけども、今、地方議会の責任というような形での部分がよりアップしてきている、高まってきている中で、行政側への政策提言、政策に対する対案の提案、そういった部分をより強化していく必要があるんだろうと。例えば1つの政策の提案が行政側からあったときに、それに対しての対案の提示のときにも、少なくとも我々議員レベルで方向性を出すことはできたとしても、それを実際の政策案としてきちんとした形で提案していくというようなことになったときに、それなりの政策立案能力という部分においては、我々は方向性は出せたとしても、それを提案書につくり上げていくようなところでは、少なくとも専門家の意見を取材して、それを形にしていくというような部分において、今の調布市議会の政策提案能力という部分を高めていく上でも、ぜひ検討していただけないかという思いで提案をさせていただきました。

以上です。

○川畑副座長

御提案の説明がございました。提案説明に対して質疑等ございましたら挙手にてお願いいたします。井上委員。

○井上委員

済みません、たびたびなんですけど、政策提案能力を高めるために市政調査費を上げてもらいたいという話なんですけども、この間、この議会改革検討会の中でも、そういうスタッフとして議会事務局の職員の方に、そういう専門的な方にも入っていただいて、議案の提案だったり、政策の立案のサポートをしていただくというような議論もあったかと思うんですけど、それと市政調査費のアップって、絡みがよくわからないのがまず1点です。

もう一点目が、御説明の中で、予算には限りがあるから、一方の部分で削減して、市政調査費のアップという御提案があったんですけども、そもそも市政調査費って報酬審議会で議論されて、そこの答申を受けてということで、金額についても決まっているというふうになっていると思うんですけども、具体的に幾らぐらい。要は、当然これはそういうことで掲げられているんで、どういうイメージでやられているのか。だから、現状が2万5,000円の12カ月で30万円だと。これが半期ごとに年に2回振り込まれるということですけども、その辺のより具体的なところについての提案者のお考えをお聞きしたいという2点について、よろしく願いいたします。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今の御質問の内容ですが、当然のごとく、審査会ということで報酬等についても審議さ

れているのは理解しておりますし、今お話が出ましたように、議会事務局での政策提案能力を高めていこうという議論があったというのも理解しております。

我々も、先ほども申しあげましたように、政策の方向性、考え方の提示というのは議員としても当然持たなきゃいけないし、皆さんもそういった形で発揮されていらっしゃると思うんですけども、今お話が出ましたように、議会事務局でそういうフォローを本当にできる形で、能力のある形で強化していただけるというのが現実問題としてどこまで実現できるのかというのは、今、不透明な中で御提案させていただいていた内容でございますんで、本当にそういうスタッフの強化という形でしていただけるのであれば、政策の対案の提案のためのという部分については代替をしていただいてもいいのかなというふうに思います。

ただし、専門家の提言書という形のものをつくっていく場合に、いわゆる外注するような形でした場合には、プランニングのフィーというのもかかってきます。例えばの例として、直近にありましたように、駅前再開発、それから軌道敷地跡の活用みたいなテーマののってきておりますけども、そういった新たな御提案というような形の提言書みたいなものをつくっていくときには、少なくともプランナーというような形の力をかりる。そういったところには5万円、10万円ぐらいの費用という形が僕は発生してくるんじゃないかなと。そういった形というのでも考えていくべきじゃないかなというふうな意味合いでの御提案も含まれていると御理解いただきたい。

具体的にと言われると、当然のごとく、こちらで皆さん全員で協議は必要になってくると思うんですけど、今の現状の2万5,000円を少なくとも、できれば2倍ぐらいの形のもを提案したいなというふうに考えております。

○井上委員

まず、2点目についてはわかりました。2倍の60万ということですね。わかりました。ありがとうございます。

1点目なんですけども、専門家の提言書を作成するのに、例えば例示として駅前再開発のデザイン云々ということをおっしゃったんですけど、これを議会で作る意味というのがちょっと私にはわかりかねるんですけども、もう少し聞きたいのが、何をするために市政調査費を上げるのか。今、例としてそういう話が出たんですけども、その辺が……。金額を倍にしたいと。別に意見を封じるつもりもないんで、それはそれとして御提案でいいんですけども、具体的に何に使うからこうなんだというのがちょっとわかりにくいんですけども、もう少しお考えをお聞かせいただきたいです。

○高橋委員

今、例として申し上げたわけですが。幾つかの例として具体的に申し上げたんですけども、こちらの提案書にも書かせていただいていたように、今の現状では委員会の視察であったり会派の視察であったりという形で、先進事例の視察、研究というような形ではされておりますけども、会派なり議員なりでの事例研究、習得という部分をぜひより深めていきたいというような意味もあるということでございます。

○井上委員

お考えはわかりました。私、個人的な考え方だけ意見として述べさせていただければと思います。

現状で2万5,000円の12カ月、30万ということは先ほども申し上げたとおりですけれども、この市政調査費については、自治法の改正後、つい先日終わった4回の定例会の中でも条例改正がなされたところでもあります。その中で、調布市議会として市政調査費の公開、使途の公開というのは透明性も非常に高いし、きちりと公開している議会であるというふうに私としては思っています。

その中で、例えば広聴費ということで、市民の皆さんにアンケートをとるとか、そういうところの使途の目的というのも会派ごとに使えるようになったというのがこの間議論されてきて、改善点として、そういうことにも市政調査費が使えるようになったと。

そのときに、例えばパンフレットか何かを作成して、郵送であったり、駅前で配ったり、ポスティングをしたりとか、いろいろ広聴するという意味でのやり方というのはそれぞれあるかと思いますが、そういう活動を実際にやってみると、金額的には、年間30万という、もう少しあるといいのかなというのは、我々の会派の中でも議論としてはあります。ただ、そうはいいながらも、議会としてそういう提案をして政調費を上げてくださいということではなくて、基本的にこれについては、先ほども申し上げましたけども、報酬審議会のほうで審議されているということでもありますので、個人的な考え方としては、広聴という意味でいくと、多少増額をしていただければありがたいなという意見を持っているということで意見としたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。高橋委員。

○高橋委員

今の井上委員の御意見は承りました。私ども、この御提案の中に、済みません、先ほど口頭では詳しくは述べておりませんが、市民への広報という部分についても当然のごとく含まれた形での考え方の提案ということは一応理解をいただきたい。ここにも一応書

いてあるんですけども、議会、行政情報の市民への提供、広報の促進という部分の費用も含んでの考え方だということはぜひ御理解いただきたいと思います。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

1つお聞きしたいのは、先般、職員給与の問題に対して御意見がおありなようですけど、例えば議員の今の報酬を下げ、むしろ、それを市政調査費というんでしょうか、政務調査費に充てればいいんじゃないかというふうなお考えはお持ちなんでしょうか。定数を削減するという事じゃなくて、今の報酬に対して、まさに調査してみればこうなんじゃないかというふうな、公務員の人もいろいろありますけど、そういうふうなことで財源を生み出してというふうな考え方ではないんですか。それはないんでしょうか。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

基本的には、議会費のトータル、総額という部分をふやしていこうという考え方は、今、時代に即さないというふうに理解しておりますので、従来の議会費トータルという部分を逸脱しない、それをプラスになっていくような形では考えるべきではないというふうな理解をしておりますので、我々は当初提案しましたように、議会費の中で削減できるところを削減し、それを充当していくべきだというふうな考え方での提案でございます。

○大河委員

ですから、定数の削減にはこだわらなくて、総費用の問題だというふうに受けとめていいということですね。

○高橋委員

今お話に出ました職員の費用、経費という部分での見込みはしていなくて、従来の議会費を決してオーバーしない範囲内のということ、削減できるところを充当していきたいと考えています。

○大河委員

ですから、くどいようですが、議員定数を減らすということじゃなくて、議員報酬が今決まっていますよね。55万。だから、例えばそれを少し減らして振替をするというふうなこともあり得るという考え方だというふうに受けとめてもよろしいんですかということなんです。

○高橋委員

それは当然、協議の中でそういったことであれば考えていくべきかというふうに考えています。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

この手の問題というか、提案は、具体的にこういう過不足があるからこうしてほしいんだ、したいんだという裏づけがやっぱり示されないと、抽象的、一般的に大幅アップと言っちゃうと話がどこかに行っちゃうんですよ。だから、具体的に、みんなの党の皆さん方、今、お2人議員がいるわけだけれども、自分たちは年間を通じてこういう活動をやっている、こういうこともやりたいと思っているんだが、お金の問題、調査費の問題が、限界があるからできないんだと。だから、こういうふうに引き上げてほしいんだというね。そういう具体的な中身が伴っての提案であれば、まだ考えやすいんですよ。ところが、今のやりとりを聞いていると、議会費という総枠はいじらないで、その中での振り割りの、言葉は非常に汚いんですけど、こね回しみたい話にしか聞こえない。もう少し緻密な議論をしてほしいですね。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今の雨宮委員の御意見ももちろんあるかもしれないんですけども、我々は、もっともっと議員自体が、先ほども出ましたように、市民との広報広聴の機能も深めたいし、今言った政策の提案の力も深めていくべきだというふうな考えに基づいて提案している。その考え方の提案というのは、こういった場で議論してよらしいものではないのかなというふうに理解しているんですが。

○雨宮委員

今言われた2つの方向性については、私も全く否定しませんよ。政策法務能力を高めることであるとか、市民との広報広聴機能を強めるであるとか、そのベクトルは全然否定しないんだけど、じゃ、さっきも言いましたけども、今の現状の中で年額30万という政務調査費の部分で、みんなの党さんから見たときに、こういう部分がもう少し金額が多くなればこういう活動ができるんだというふうなことを考えて提案されているのかなとてっきり思っていたんですけども、どうもそうでもないみたいだし、何の根拠をもって大幅アップと言っているのか、その辺がよくわからないんですよ。

○高橋委員

考え方を示しているつもりですが、先ほども言いましたように、実は広報広聴もお金。我々、当然のごとく、今もさせていただいていますけども、それをより強化したいということで、なおかつ、政策の対案の提案にも現実問題として私は取り組もうとして、ある方に相談をしたというようなこともありますし、そこでの費用というのが賄い切れなかったというふうな経験もした上での御提案ということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

私も先ほど聞いていて違和感があったのは、例えば駅前広場のどうのというのは、市レベルで言えば相当な委託費を払っているのです、10万、20万で解決するような内容ではないと。まして、その代案にするのであれば、そのことに対しては相当額のあれが必要になるような内容です。

それに、先ほどのやりとりの中で、委員会としての政策をやる場合、こういった方向があるんじゃないかという方向が示されました。ですから、そこの中の金額もそれなりに保証されておりますし、専門委員会を設ければ知見者の方を呼ぶということであれば、それなりのものもついてくると思えますから、私は、今ある中でさまざまな議会としての機能を十分機能させていくことで、会派のあれもあるかもしれませんが、まずは機関として充実していく、今のいろいろな改革、改善というものを進めていった先に、また新たなそういうことも考えられるのかなということでありまして、今出されている内容の例を聞いてみると、むしろ各議員のという話で、議会として充実していく内容というところ而言えば、今すぐにその問題が必要だというふうには認識されない提案ではないかなというふうな受けとめました。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

先ほど高橋委員の御発言の中で、議会費の総額はいじらずに、削減というお言葉も使われましたけども、総額はいじらずに、むしろ削減しても市政調査費はアップしたほうがいい、優先するというふうにお考えですか。そういうふうには私は聞こえたんですけども。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

具体的な削減というふうに申し上げたのは、先般の協議事項であったり、議員定数の削減という形でのところしか申し上げていない。トータルでの削減というような形は、今の時点では申し上げていません。

○林委員

先ほどの御答弁とちょっと異なっているようなんですけども。

○高橋委員

具体的な形で削減というふうに申し上げたのは定数のことであって、トータルの中で削減できるところは削減していてもというような意味合いで申し上げたつもりです。

○川畑副座長

そろそろ……では、林委員。

○林委員

では、まとめというか、意見にしますけども、私は、それは政務調査費がふえれば、それなりにできることもふえていくのは事実だと思いますけども、昨今の行財政改革を進めていく中で、理事者側に非常に厳しい要求を私たちは突きつけているわけですよ。そんな中で、議会費としては、やはり議会全体のそれぞれの政策法務能力を高めていくために、また提案能力を高めていくために、今でも十分一生懸命頑張っていると思っていますけども、議会事務局の機能をより高めるために、政策法務能力を高める部分に予算をつけてほしいと。議会事務局機能を強化するための予算をつけてほしいという要望を第一に考えていますので、全体的に全般で考えると、やはりこの部分については二の次なのかなというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

では、座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、市政調査費につきまして、本年9月の自治法の改正によりまして、第4回定例会で市政調査費の名称変更とともに、政務調査費の条例改正を行ったところでございます。その際、使途基準につきましては、従来どおりの基準での改正を行ったところでもございます。調査費の交付額につきましては、市長の諮問機関であります特別職報酬等審議会にその判断をお任せしたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○川畑副座長

ただいまの座長の説明、提案のとおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

次に行きたいと思いますが、もう時間も大分過ぎております。申しわけございません。議会基本条例に入りたいと思います。

基本条例の議題は、前回、前文についての御協議をいただきました。初めに、座長のほうから発言がございますので、座長にお願いしたいと思います。座長。

○伊藤座長

それでは、まず資料66をごらんいただきたいと存じます。

前回の協議におきまして、大きく3点の観点から御意見をいただきました。

まず1点目は、市民参加、市民との対話等、市民と向き合う文言が必要だという御意見。そして、2点目でありますけれども、市民への情報提供と情報共有を記述してほしい。

3点目でありますけれども、議会の基本となる条例は理解するが、条例に上下関係がないことから、「最も」という表現はいかがなものかというものでございました。

これらの御意見を勘案し、修正させていただいたものが資料66でございます。

第6段落目の文章を修正いたしました。修正内容といたしましては、下線が引かれている部分であります。3会派から出された代替案を採用させていただきました。また、「住民の意見を正しく汲み取り」という表現の中で、市民との関係を包括してあらわしてございます。

また、第7段落の「最も」の表現は削除いたしました。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ただいま座長のほうから修正案の説明がございました。この修正案について御意見がございましたらお願いしたいと思います。雨宮委員。

○雨宮委員

時間も迫っていますので、簡潔に述べたいと思いますが、いろいろ努力をしていただいていることについては十分受けとめているつもりですけれども、前回のこの会議の中で、今座長が紹介された3点のうちの特に市民参加にかかわる文言規定がないというところは、依然として私にはよく理解し切れないという部分があるんですね。確かに「市民への情報提供と共有化を図り、市民との対話を重ねるとともに」というふうになっていますけれども、やっぱりここをもう一步踏み込んで、例えば、この間の4定で可決された調布市の通称自治基本条例の中にも参加と協働という明確な文言がうたい込まれているわけですね。

ですから、それとある意味では対をなす議会側の基本条例であるところの議会基本条例の中、しかも、条例の全体の精神を貫く前文の中に、やっぱり参加という趣旨に対する文言を明確に規定というか、明文化するべきだというふうに思っています。

ちょっと長くなるからあれしますが、きょうの資料でいただいた小平市議会の素案についての説明会の資料があります。何カ所かの引用になると思いますが、例えばパワーポイントの1ページ目の委員会素案についてというところの5枚目、パワーポイントで5ページになるんですかね。この中に、議会のミッション、使命と役割を定めることが重要であるという、4点ほど述べられています。その中に、「住民と意見を交換し、課題・論点を明確にし、議員間の討議を通じ政策をつくる」というのがあります（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）。これ、違うんですか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

それは、正式な代表者会議としての議論にのせる俎上の資料ではないと思っています。

○雨宮委員

アンケートですね。

○伊藤座長

アンケートを通じて参考までにお寄せいただいたもので、皆さんに御配付しているものでありまして、それを基準にここで議論するということは、私はお願いをしていませんので、自分の言葉にかえてそれを表現していただければと思います。

○雨宮委員

この後、言葉を言おうかと思っていたんですが、続けて、参考資料6ページのパワーポイントの第3章、市民と議会との関係のうちの4なんですが、議会は、議員の政策立案の能力を向上させ、政策提案を拡充するために、市民との意見交換の場を設ける。小平の場合、こういうふうに二重に市民説明の場で強調というか、記述、述べられているわけです。私どもが具体的な提案をさせてもらったのは前回、あるいは前々回ですか、こういう大きな全体の流れを背景にバックボーンとして持ちながら、せつかくの調布市の市議会基本条例の中にもそういった趣旨の文言のうたい込みが必要ではないかということから、きょうの資料66で言われているところの代替案に該当する部分にそういうものを入れたということなんでありますので、その点についてはさらに強調しておきたいというふうに思っています。修正案の2に対する現段階での私の意見です。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

修正案の2ということが出されて拝読いたしました。確かに情報提供と共有ということが加わったり、説明を聞いていますと、いろいろな意味を加味してという話ではありましたが、私も、今、雨宮委員さんのほうでお話がありましたけど、やはり条例の前文というのは理念や目的のことが、要するに解釈の基準になるものであるというふうに認識をしております。今、あちこちで議会基本条例がつくられていますけれども、例えば東京財団で議会基本条例の3つの原則は必ず入って明文化したほうがよろしいというふうな中で、情報公開のところ、住民の議会への参加、自由討議というふうな話もありましたけれども、私たちが提案の中に、その意味で市民との対話というような表現をしていますけれども、やっぱり議会への市民参加ということがベースにあることがこれからの議会の中で非常に重要な意味を持っているというふうに認識をしています。

住民自治でありますし、二元代表制の直接選挙で選ばれたという意味で言えば、主権者の住民が議会に参加することは当然のことですが、その当然のことを当然のものとして当議会ではきちんと位置づけをするということが前文を見ても非常にわかりやすく受け取られるという意味で、私は、ぜひそれがわかるような表現を加味した内容にさせていただけないものかというふうに思いますし、そのことが新しくつくる、わざわざ条例化をする意味に非常に重要な意味合いを持っていると思いますので、この点は、やはり慎重に、ぜひ入れていっていただきたいなと思います。

それと、最初に出された原案のところで、私、ちょっと気がつかなかったんですけども、修正案1では直っていますけれども、直されたというか、言葉を変えた中に、修正案1の下から4行目のところに「住民とともに」と書いてありますけども、最初の案のときは「市民とともに」とあったんですよね。ですから、提案された中の議題というのは、市民と議会の関係というふうに、やっぱり「市民」という言葉が出てきておりますが、修正案1のとき、これを「住民」にどうして変えたのかなと。気がつかなかったんで、あれいたしましたけれども、やはり在勤、在住。基本構想なんかで言えば、そういったこと言えば、住民だけでなく、いわゆる市民というものを包含しているということもありますので、この辺の言葉はどう使っていくのがいいのかなという論点も1つあるのかなと。これを見て、1つ思っているところです。

それと、「最も」をとって「基本となる」という言い方に変えたと言いますが、私、やはり「基本となる」と言っていること自体、そもそも最高規範のある内容だと思いますし、これは自治法にどうのというふうな御見解をお持ちの方もいらっしゃるようですが、

最高規範というふうに明文化しているものの解釈というのは、自治体の上下、主従を対等、協力にするということで、根拠法というものは憲法に置いているということで、そのことを制定している議会も当然ありますし、これは自治基本条例も同様ですけど。ですから、私は、そのことの違法性は全く認識しておりませんので、「最も基本と」と書いた最初の案は大変結構だというふうに認識しておりますので、この点に対しても、見解の相違と言えはあれですけども、私は、実質的には、やはり最高規範になる条例だ、柱になるものだというふうに認識をしながら議論に臨んでいるわけですので、聞いていて、そこは別に除く必要はないのかなというふうに思いました。

○川畑副座長

ほかにございますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

修正案が出されまして、「市民との対話を重ねるとともに」というところが修正案2では入ってこなかったのかなと思うんですけども、私たちが議会報告会をするに当たりまして、多摩市の議会報告会を傍聴させていただきましたよね。そのときに正・副議長もいらしていただいたと思うんですけども、そのときに那覇市の議長さんだったと思うんですが、いろいろなところで議会改革を先行事例のところを見て歩いているということで、一番最後に報告会を見終わった感想のときに大きな間違いをしていましたというところで、市民参加と議員間の自由討議というところはやはり大変重要なんですねというようなことをおっしゃっていたと思うんですが、それこそ本当に今の議会改革では大事なところなんだと思うんですね。

それで、会津若松などや、また多摩市なんかは、市民の意見こそが政策だという視点に立って、だからこそ市民との対話を重ねる中で、二元代表制として市長側に対峙する議会としては市民の意見こそしっかりと聞いていくべきなんだということで議会改革ということ、議会のあり方を見直していつていると思うんですね。ですから、この時期、議会改革を行って、こうした基本条例をつくるというときには、やはり市民の参加。市民の参加とともに、議会を活発な場にしていくというところをしっかりと示すこと。それを前文の中で示していくことというのは本当に大事なことだと思うんです。

議会基本条例もいろんなところでつくられてきて、いい基本条例、悪い基本条例みたいなふうに評価されていますけれども、やはりその2点をしっかりと入れていかなければ、これから評価もいろいろ出てくると思うんですけども、やはり調布でせっかくつくる基本条例ですから、そこはしっかりと入れていくべきだと考えます。

あと、大河委員のほうからもありましたように、最後の「こうした認識を住民とともに

に」というよりも、やはり「市民」という言葉にしたほうがいいと私も思います。それとともに、その前の文章の段落のところも「住民」というふうになっていますけれども、ここも「市民」という言葉に全て変えたほうがいいと私は思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。座長。

○伊藤座長

前回御提案をさせていただいた中に幾つかの修正を加えていただきたいという御意見をいただきながら、この修正案2につなげてきたところでもございまして、それぞれの御意見は御意見として、それぞれの委員さんが受けとめていただいているのであろうというふう

に理解をしています。

その中におきまして、私からの修正案につきましても、それなりの評価もいただいているのではないかとこのふうなことも感じているところでもございまして、あくまでも作業的な具体的な表現でそこは示すべきだというように私は今とれたところでもありますけれども、例えば、この市民、住民含めて対話の表記につきましても、このことについては、まず対話の表記でありますけれども、ここにもアンダーラインで書かせていただいた部分を、再度繰り返しになります、わかりやすく開かれた議会を運営するという、これは基本中の基本のものでありますけれども、その中において、住民への情報を提供しますよ、それを共有化しますよ、共有化するということは、いろいろな議員の立場、または議会の立場において、作業的には議会の報告会を行ったり、もしくはいろいろな窓口を設け、公聴機能、広報機能を高めたり、そうした意味合いから市民、住民の皆さんの思いを正しく酌み取るという作業がこちらに包含されていますということを、私は先ほど説明させていただいたところでもございまして、ぜひそのところは御理解をいただきたいというふうに考えているところです。そして、「最も」というものにつきましてのお尋ねというか、御意見もありましたけれども、前段でもう何回かお話しさせていただいたように、それぞれの条例間においての優劣は基本的にはないわけでありまして、この条例のみが「最も」という表現をするのが果たしてよろしいかという判断をいただければ、そうしたものについては、それはそのとおりだなというような思いをしたところでもございまして、ぜひこのアンダーラインでお示しをした修正に対して御理解をいただきたいということを再度申し上げたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

再度、座長のほうから説明がございました。皆さん、御意見ございますでしょうか。は

い、雨宮委員。

○雨宮委員

私も余りというか、人がこう言っているからああだこうだと言うつもりは余りないんですが、ただ、これ、24年12月21日、前回ですよ。前回の傍聴された方の傍聴記というか、意見の中に、議会基本条例の前文に触れて、前文に最も重要なキーワード、市民参加に関する文言がないことについての言及があります。私はこれは大変重視すべき部分ではないかなというふうに思っているんですね。先ほど座長のほうからの、座長御自身の思いが、こういう思いなんだよということは十分、それは受けとめることはできるんですが、であるとするならば、なおさらのこと明文として規定して、その前文を受ける形で具体的な条文の中に、例えば市民参加の具体的な手法ややり方としてはこういうものがある、こういうものがあるというようない方をすればより明確に、構造と、それからそれを構成する要素の関係が条文上もはっきりしてくるんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、そういう点で、再度、今言った市民参加にかかわる文言の挿入も含めた検討をぜひお願いしたいというふうに思っております。

○川畑副座長

ほかの方の御意見がございましたらお願いします。ほかに御発言されていない方の御発言がありましたらお願いいたします。ありませんか。林委員、ありませんか。林委員。

○林委員

先ほど来、いろいろと皆様方の御意見を拝聴していたんですけども、市民の意見こそ政策だという御意見もございましたけども、それを言ったら、どこでまとめていけばいいのかと。そのために私たち議会があつて、首長がいて、二元代表制のもとで議論しているんじゃないかなという感想を持ったりしておりました。

市民参加は当然のことですけれども、この文言にその辺の内容も含まれているというふうに思っておりますので、私はこれでよろしいのかなと思っております。

以上です。

○川畑副座長

井上委員、ございますか。

○井上委員

私もこの修正1が出まして、代替案の方から意見が出て、今回、修正案2ということで、かなり前向きに修正されているというふうに認識しておりますので、前文につきましては、この方向でよろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

小林委員、ございましたら。

○小林委員

市民参加の部分なんですけど、雨宮委員にお尋ねするんですけど、市民との対話のこの項目だけということですか。市民参加という文言は対案にもなかったですよ。市民参加という部分はないですよ（「代替のほうはね」と呼ぶ者あり）。代替案の中にはなかったですよ。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

それは、私どもの対案の中ではここにあるんですよ。「市民との対話を重ね」という、このくだり。

○小林委員

市民との対話を入れてもらいたいということ。

○雨宮委員

端的に言えばそういうことですね。

○小林委員

簡単に言えばそういうことですよ。思いはわかりました。私もそうかなという思いはしております。

以上です。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

意見として、私もこういった形で、座長案という形で修正案2つ出していただいていたんですけど、やっぱり雨宮委員がおっしゃっている市民との対話みたいな、後段の段落に「対話により意見を正しく汲み取り」と入れていただくぐらいでもいいんじゃないかなというふうな気がするんですけどということで意見として申し上げておきます。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

例えば、前文は前文として、適切な表現であるかないかは別として、ある意味では抽象的な包含したようなものの範囲で捉えているという、このことでまず私はいいいのではない

かという感覚を持ってつくっています。

なお、それぞれこれから個別な条例の中身に入っていくわけですがけれども、その場において、例えば公聴、広報含めて市民との対話も何らかの形で表現をしていくということをおっしゃったときに、それは前文に入れなければ絶対だめだというようなことなのかどうか。これはちょっと御意見を交換したいと思うんですが、いかがでしょうかね。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

そういう形であるとすれば、先ほど2人か3人ぐらいの委員さんから、この修正の2でいいという御意見もありましたけれども、今の座長の発言を踏まえて、私としてはそれでは具体的な個別条文が出てきたときにセットで考えて、それでいけるかどうかという判断をさせてもらうしかないかなという思いですね。だから、そういう意味でいうと、きょうの段階ではこれはさっきは再検討をお願いしましたけれども、そのことも含めてペンディングということできたいなというふうに思っています。

○伊藤座長

いや、ペンディングという扱いではなくて、あくまでも今後の——今、皆さんから出ている議論の対話だとか市民参加だけでなく、やっぱり議会としての具体的な市民に対するお約束、こういうことも必要な部分がほかにもありますよ。例えばそれは条例の各章の中に必要と思われる部分に組み込んでいくという、それは皆さんの議論の中で決定をしていくわけですが、またはそういったものはここには必要があるのか否かという議論も当然出てくるでしょう。であるがゆえに、基本的には前文の修正案の2番をまず前提で物事を進めていきたい。このことを理解していただかないと、いや、いずれ後ろに行ったらまた前に戻って前のやつを反対しますよということでは、これはもう前へ進んでいかないことになりますので、ぜひこれはこれとして押さえていただいて、あとはこのところで議論したあれはどうしたんだ、これはどうしたんだ、これはどうするんだというような具体的なものを私は議論していくべきではないかと思っていますので、前文であれをしろ、これをしろ、これをしなきゃだめだ、これはちょっと私は違う感覚を持っているんです。それはいろんな御意見がありますよ。多分でき上がったときに評価をしていただける方、何ですか、この条例はというような批判的な立場にいる方も出てくるでしょう。これは100人が100人全員が丸をいただけるようなということはありませんから、私は皆さんの中で合意形成を図りながら物事を進めていくという、これを前提で物を考えていますので、ぜひ御理解をいただきたいということです。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私はそれが包含したというふうにとれるかという、そうではないというふうに思っている、入れていただきたいというお話をしているわけであり。いろんな前文はありますけれども、市民に開かれた議会と市民参加を推進するというのは、むしろセットで書かれている議会のほうが多いし、私たちも市民との対話という、その話を例示はしましたけど、今思えばもっとわかりやすくという面言えば、市民参加という言葉を使えばよかったのかなというふうには思いますけれども、でも、少なくとも市民の人ときちんと話をしながらやっていきたいんだという議会の思いというものをやはり今、説明を受けた部分で開かれたと言ったらそういうことを言うんだというふうに私は読み取れないというふうに思いますので、ここは基本中の基本だと私は思いますので、そのことがわかる言葉をしっかり最初に入れておくということが市民と議会の関係のところに行ったときに、今、検討している例えば議会報告会やそういったものも条文の中に入ってくる可能性もあるのではないかとこのように考えられますので、やはりそれがあって、その後ろにという話があると思いますので、包含される内容とは基本的に違うと思いますので、やっぱり明文化する必要性をぜひとも理解していただきたいなと思います。これは大変重要な基本だというふうに思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

それは意見の相違は当然出てくるころだろうと思われませんが、例えば包含をしているという意味は開かれた議会だけでなく、議会としての情報提供を行いますよ、その情報提供の中身についても共有化しますよということについては、一方的に発信をするだけでは共有化なんていうのはできるわけないですよ。ですから、共有化をするということはそれなりにそれぞれの会派、それぞれの議員、議会としても、それは何らかの形で市民との対話をいずれの場所でも私はしているんじゃないかと思う。それを議会としてここに明文化するものであろうかと思うと、ちょっと私は違うのではないかという思いを持っているということです。ですから、まるきりここに書いていないという御指摘には当たらないというふうに思っています。

○大河委員

逆に私は、主権者である市民から信託を受けた私たちであるわけですから、その基本で

ある市民との対話という言葉をなぜ書かないのかというふうな認識のほうが逆に言えば理解しかねます。

○伊藤座長

理解をしかねていただいても結構なんですけれども、これは意見の相違にもなり得るところかなと思って聞いています。

以上です。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私もこれはこの基本条例をつくる中で一番重要なところだと思うところなんです。そこでこの共有化というところが座長のおっしゃったように、議員それぞれでやっていることだし、でも、議会全体としては違和感というか、そこはそうじゃないというふうにお考えだというのが、やっぱりそこははっきりとさせていかなければいけないところだと思うんですね。議会としてここは市民参加を図るといふ。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

議会全体は違いますよと私は表現していませんよ。それぞれの立場で、それぞれの会派で、それぞれのテーマについて議会全体でもという表現をしていますので、全てを私ははめ込んでいるという理解をしてください。議会全体はそういう対話をしなくていいというようなことを言っていないからね。

○ドゥマンジュ委員

でしたらば、余計議会としてのところで、ここは議会としてのことを言っている条例ですから、入れてもいいのかなと今の座長の話を知ったら、より思いました。

○伊藤座長

そこで先ほどと同じ表現になりますけれども、議会としては情報提供をしながら、その情報の中身を共有化するんですよ、共有化するということは何をやるんですかとなると、すなわち対話ですよ。ある意味では対話だとか情報の交換だとか、それぞれの議員の立場で行うとか、例えば議会全体でなくてもいいです。それぞれの会派には例えば後ろに政党をしょっている会派もいますね。そういういろいろな国政レベルの問題にも立ち入るかもしれない。そうしたときには、例えば議会全体で議論しても1つのテーマに対してなかなか答えは出ないという可能性もあるわけですよ。ですから、議会というのはいろんなテ

マがありますよ、そのテーマの中でこの情報提供をしながら、議会が今抱えている課題、問題を含めて、議案としてもそうですね。そうしたものを市民の皆さんに提供しますよということですから、この表現が全くそういう情報交換をしていないというのには当たらないと。ですから、ここに対話をしなさいということを実体的に書く必要が私はない、こういう表現で十分包含されますよということですよ。

○ドゥマンジュ委員

まさに議会としてどう市民と向き合うかというところがここにあらわれるんだと思うんです。この共有化で包含されるといっても、やはり説明がなければ市民の方はこれを読んではわからないと思うんです。ですから、やはり具体的にイメージされる言葉で対話を重ねるとか、市民参加という言葉が入ってくるのが私はとても重要だと思います。

あと、この住民という表現なんですけれども、いろいろほかの条例を見ても、住民というふうに使っているところは余りないと思うんですね。見るところ全部市民という言葉で書かれていますし、あと、座長提案のあった条例の骨子のところを見ますと、あとのほうでは議会と市民との関係というふうに出てきますので、やはり言葉は市民に統一したほうが私はいいと思うんですけれども。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

見解の相違という話がありましたけれども、やはり行政のほうが市民参加条例があったり、情報公開条例があったりするのと同じように参加の形態、やりとりするというのはまさに参加を促すという話があるわけですので、やはりそのことのキーワードになる言葉が入ることによって、この議会基本条例の意味もより私は理解していただける内容だと思いますし、非常に長々しく何かを足してほしいと言っているわけではなく、やはりきちんと調布市議会では市民とのそれを重ねながらやっていきます。市民参加を保証しながらやっていきますという、それはやはり意味を酌んでもらう意味でも、その言葉を入れて、条文自体が非常にわかりにくくなるかではなく、むしろ市民の人にとってそれがあってこうなんですよと条例全体を説明するとき前文にあることの意味ということの重要性はあると思いますので、なくてもとおっしゃらずにここはもう一度ぜひお考えいただきたいところだというふうに思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

先に進むということも前提にもあろうかと思っておりますが、先ほどの雨宮委員さんの質疑の中にもありました。いずれ出されるその章にそうしたものがあらわされなかったら云々という話がありましたので、あえてちょっと先に進んでしましますが、第3章のところ、市民と議会との関係という部分、ここの中に例えば市民のための議会との考え方、これ、読みますけど、市民に開かれた議会を実現するために、市民への情報公開と説明責任を柱とするんだと。情報公開の推進では、会議の公開、これは全部、私どもの会議は基本的には傍聴を入れて行うという、これは基本的なところで皆さんから合意を得ているところまでございまして、もしくは審議に係る資料を全て同じものを公開しているということ。議員活動の情報提供、傍聴環境の整備もろもろ、それはまたあれですけども、ちょっとテーマは違いますが。議会報告会の開催などについて定めたんだと。そして、公聴機能の立場から考えると、多様な広報、公聴手段をこれからは活用していくんだよということ、市民の声を積極的に聴取するんだよということ。陳情・請願——これはまたちょっとあれですね。そうしたことを市民と議会との関係の中に位置づけていくということに私は市民との対話という表現でなく、こうした意味をここで捉えていただけるのではないかと考えているところですが、いかがでしょうかね。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

だとするならば、余計に前文のところにそういう文言によって位置づけたほうが私はより合理的というか、妥当性があるんじゃないかなというのを思っていますけどね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

それは御意見として、そうした御意見もあるかもしれない。ただ、私としては前文は全体の条例の中身を個々具体的に表現するのではなくて、私ども市議会はこうこうこういう形で議会として決めましたよと市民へのお約束をするということだと思っていますので、できるならば前文に個々具体のものは表現すべきではない。むしろそれぞれの章において、それはおかしいことを私は言っているかもしれない。ただ、私としてはおかしくないと思っていますから、ぜひ御理解をいただきたいということです。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

議事進行ですけれども、3章を見てあれなので、こういうことで了承していただきたいという内容まで今求められるとすれば、私は承服しかねるというお話をあらかじめ意見としてこの場で表明させていただきます。

○伊藤座長

承服していただけるということを私は今求めていませんから、現時点ではそういう表現は差し控えていただきたいなど。私は今、前文について議論がされていますから、いずれ出てくるこういったところにこういう表現があるんですよと。がゆえに前文はこういう抽象的な表現かもしれないけれども、御理解をいただけないかということをお話しさせていただいているところでありますので、ぜひ御理解をいただきたいということです。

○大河委員

くどいようですが、やはり市民の人と共有化をするというのはそういうことでしょうかと言いますが、それはどういうことかという、対話をしたり、参加をしたり、そういったことをすることなんだということが前文でもごく何文字を入れることで、後ろのこととのリンクができるのであれば、それは当然入れるべきではないでしょうか。

○伊藤座長

私はそうは思いません。

以上です。

○川畑副座長

ほかに……

○伊藤座長

もう1つ。市民と住民という整合性云々というお話を先ほどいただきました。こちらの章のほうになりますと、「市民」という表現で統一をしていますので、もし御指摘をいただくとすれば、どちらかでこれを統一をすること。そして、自治基本条例の中にもありましたけれども、市民とは何ぞやということ、これはいずれ何らかの形で表現をしていくということにもつながっていくのであろうと考えます。

○川畑副座長

ただいま大分議論が煮詰まってまいりました。座長の提案されている前文について了とさせていただける会派もあります。片一方、そうでないという御意見も出されておりますが、この前文について御協議がこれ以上進まないのであれば、ここで座長から改めて皆さんにお願いがあり、それを受けていただければ幸いですけれども、どうでしょうか。座長。

○伊藤座長

改めて御提案といっても、同じ提案をするしかありませんから、基本的にはこの前文をぜひ御理解いただきたいというような先ほど申し上げたとおりであります。

大方の方が了としていただくのであれば、それはそれとして重く受けとめなければいけませんし、逆に大方の方がもう少し考えなさいということであれば、それもまた重く受けとめなければなりません。ぜひそうした意味合いからも何らかの表現をしていただければと思います。

○川畑副座長

それでは、ここで改めまして、各会派の皆さんから、この座長提案の前文に対して御意見を1会派ずついただければと思いますので、まず、林委員さんからいただけたら幸いです。林委員。

○林委員

先ほど申し上げたとおりです。ただ、それぞれの意見が異なっているというのが現状ですから、きょうこれ以上進めることは非常に厳しいのかなというふうに思っております。

うちの会派の意見としては、先ほど申し上げたとおり、了とするものでございます。

以上です。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

議論を伺ってしまして、今、林委員がおっしゃった方向なのかなと。文言ですから、一致点を導き出すということはなかなか、この表現は気に入らないよという話になると、それは考え方とか、受けとめ方というものの違いというのも出てくるんでしょうから、その辺というのはできる限り近づけていく努力をぜひお願いできればというふうには思いますけれども、修正案2ということで、先ほども申し上げたとおりで、座長としての努力の跡というのも我々の会派としては理解をさせていただいているところですので、我々の会派としても修正案2のほうで方向性としてはよろしいのではないかということでもあります。

以上です。

○川畑副座長

小林委員、お願いします。

○小林委員

座長の御努力を評価しておりますが、修正案3を求めたいと思います。市民との対話を入れてください。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員、お願いします。

○雨宮委員

繰り返しになりますけども、今、小林委員のほうから、先ほども対話の問題がありましたけど、それから、さっき高橋委員のほうからも同様な意思を示す発言もありましたので、私はここはひとつ座長にもう一汗ぜひお願いしたいと。具体的には、先ほど小林委員が言われたような方向性を含めてというか、方向性で第3の修正提案という形でお願いできればというふうに思っています。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

先ほども申し上げたんですけども、本当にここまで、今、議論もお聞きしていただきましたし、座長もここまで御努力いただいたのは、十分もう理解しております。

ただし、先ほども申し上げたとおり、やっぱりそのほんの一文ぐらいだと思うんで、そこをもやっぱり何とか、できれば全員が合意した形で進めていきたいなというふうに私も考えておりますんで、そこだけ一考、再考いただけるとありがたいなというふうな意見として申し上げておきます。

○川畑副座長

はい、大河委員。

○大河委員

きょういろいろ議論してまいりましたけれども、先ほどの座長提案の委員会のあり方とか、さまざま議会改革に対して非常に新しい議会に向けての息吹を感じているわけですので、やはり前文もそういう意味では、私たちが市民とともに歩む議会ということの姿勢が伝わる、開かれたということはそういうことかなと思いますので、そのことが読んでわかるような内容に大変ではありますけれども、ぜひそういう案をいま一度御提示いただければと思います。

○ドゥマンジュ委員

皆さんからいろいろな御意見が出されましたけれども、やはりこの前文はこれからつくる議会基本条例のあり方を本当に一番集約するところでもありますし、また、市民参加とか、この市民の対話というところもこの基本条例の言葉を云々というよりも精神的なところの重要なところだと思いますので、ぜひまたそのようなところ、修正案3というところも御提示いただいて検討したいと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

皆さんの御意見は重く受けとめています。中におきまして御理解いただいている方もおられますけれども、その方々につきましても、例えば先ほどの市民、住民の表現の仕方なども含めて御意見ももう少し後ほど聞いてみたいなのということもございます。つきましては、きょう皆さんに修正案第2としてお示しをさせていただきました。そのことについては大方御評価をいただきながらも、もう1つ踏み込んでこの辺をとという御意見だというふうに理解をいたしました。つきましては、きょう方向性を出したかったなという思いは思いとしてかなり持っていましたけれども、正月休みを返上しまして、中身を精査する、そして、来年の初めての代表者会議に向けて、このことをお示ししていきたいということを再度、御理解いただいている会派さんにも御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。ただいま座長からの御発言でよろしいでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

皆様の御議論により、本日の会議時間がなくなりました。つきましては、残った協議・検討事項については次回の代表者会議で協議していただくことといたします。

日程の3に入ります。代表者会議の日程でございます。

次回は年明けて第23回代表者会議、1月7日月曜日午前10時から全員協議会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。座長のほうからございますか。

○伊藤座長

特にございませんが、先ほど冒頭にも御挨拶をさせていただきました。ことし1年間数々の、18回に及ぶこの代表者会議、お疲れさまでございました。明年、明けましたら、市民の新春のつどいの前にこの代表者会議がございますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

なお、ふだんこういう表現はいたしませんでしたが、傍聴をいただいている皆さんにおきましても、毎回お時間をつくっていただき、大変参考になるアンケートなどもいただきました。ありがとうございます。先ほど資料などについて指摘をいたしましたけれども、それぞれの資料についてはそれぞれの会派で、それぞれの委員さんがその立場立場で熟読をしながら中身を精査し、理解させていただいているところがございますので、その辺も

ぜひ御理解をいただければと思っています。

どうぞ皆さんにとりまして、明年がすばらしい年になりますように祈念をさせていただき、私のほうからは以上でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○川畑副座長

傍聴の皆様には、感想などございましたら、配付した用紙に御記入していただければ幸いです。

本日、これにて会議は全て終了いたしました。これにて第22回代表者会議を終了させていただきます。大変お疲れさまでございました。よいお年をお迎えください。

午後0時24分 散会